

第 57 期 滋賀地方最低賃金審議会
令和 7 年度 第 3 回 滋賀地方最低賃金審議会

開催日時	令和 7 年 8 月 8 日（金） 11 時 01 分～11 時 18 分	
開催場所	滋賀労働局 共用会議室	
出席状況	公益代表委員	4 人（定数 5 人）
	労働者代表委員	5 人（定数 5 人）
	使用者代表委員	5 人（定数 5 人）
	事務局	5 人
出席者	公益代表委員	片山 聡 木下康代 堀田直美 松田有加
	労働者代表委員	相澤三千代 榎並典朗 大西省三 平塚雄二 松井大介
	使用者代表委員	池田 健 川口剛史 楠亀博美 福地康博 水野 透
	事務局	多和田労働局長 青木労働基準部長 足立賃金室長 田原労働基準監督官 辰巳指導官
主要議題		
議事録	別紙のとおり	

○足立室長

定刻になりましたので、ただ今から、第3回滋賀地方最低賃金審議会を開催いたします。

現在の委員の皆様の出席状況ですが、

公益代表委員4名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名、合計14名のご出席をいただいております。

最低賃金審議会令第5条第2項に基づき、3分の2以上の出席が認められますので、本審議会が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

本審議会には、滋賀地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項の規定により公開としており、傍聴の申込みを受け付けておりましたところ、3名の傍聴申込みがあり、本日、3名の方が傍聴されていますことを報告します。傍聴人の皆様には、お渡ししております「審議会傍聴に当たっての留意事項」に従っていただきますようお願いいたします。

また、本審議会は、滋賀地方最低賃金審議会運営規程第7条に基づき、議事録をホームページに公開しますことを、お知らせします。

報道関係者の皆様、撮影はここまでとなります。ここからは撮影及び録音はお控えください。次は、「答申文の手交」の場面となりますので、その時は、私から案内をいたしますので、一旦、席にお戻りください。

それでは、これからの進行は、会長にお願いします。

○木下会長

それでは早速ですが、

議題の(1)「滋賀県最低賃金専門部会報告について」です。

専門部会の部会長として、私から報告します。

専門部会は、第1回を8月5日から本日、午前中まで4回にわたり開催し、労・使委員と公益委員で個別協議を重ねましたが、最終的に全会一致とはなりませんした。

その結果、現行の滋賀県最低賃金の1,017円に63円引上げて、1,080円に改正することとし、採決により「賛成多数」で、「滋賀県最低賃金の改正決定に関する報告」がまとまり結審しました。

それでは、事務局から、「滋賀県最低賃金の改正決定に関する報告」の朗読をお願いします。

○田原監督官

令和7年8月8日

滋賀地方最低賃金審議会

会長 木下 康代 あて

滋賀地方最低賃金審議会

滋賀県最低賃金専門部会

部会長 木下 康代

滋賀県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年7月8日、滋賀地方最低賃金審議会において付託された滋賀県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和5年10月1日発効の滋賀県最低賃金（時間額967円）は令和5年度の滋賀県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、今回の報告に当たっては、以下のことを強く要望する。

- ① 中小企業、小規模事業者に対し、適切な価格転嫁が進む環境と各種支援策の拡充を早急に対応することを要望する。
- ② 中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、労働生産性を上げるため、設備投資の促進に資する税制や、省力化投資の補助金等による支援の強化を要望する。
- ③ 中小企業への各種支援策・助成金・補助金等について、対象となる事業所の拡大とともに、とりわけ小規模事業者が活用しやすくなるよう、申請手続

の簡素化等、より一層の実効性のある支援の拡充や経営支援の一層の強化を要望する。

- ④ いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進するほか、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことを要望する。

おって、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

公益代表委員 片山聡 木下康代 松田有加 労働者代表委員 相澤三千代 榎並典朗 大西省三 使用者代表委員 池田健 川口剛史 水野透

別紙1

滋賀県最低賃金

1 適用する地域

滋賀県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1,080 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

別紙2の朗読は省略させていただきます。

○木下会長

ただ今の報告について、ご質問・ご意見はございませんでしょうか。

〔質問・意見等なし。〕

それでは、ただ今の専門部会の報告を受けまして、議題2「滋賀県最低賃金の改正決定について(答申)」、本審議会として採決を行いたいと思います。

事務局は、現在の定足数の確認をお願いします。

○足立室長

現在、会長を除き、13名の委員が出席しており、定足数を満たしていることを報告いたします。

○木下会長

滋賀県最低賃金の改正決定について、この報告書どおりの意見とし、滋賀労働局長に答申することとしてよろしいでしょうか。

賛成の方は挙手をお願いします。

[採 決]

では、次に反対の方挙手願います。

[採 決]

賛成7名、反対6名ですので、滋賀県最低賃金を1,080円に改正することを審議会の決定として、答申することといたします。

答申文(案)の配布・朗読をお願いします。

○田原監督官

滋賃審第7号、令和7年8月8日

滋賀労働局長 多和田治彦殿

滋賀地方最低賃金審議会 会長 木下康代

滋賀県最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和7年7月8日付け滋労発基0708第2号をもって貴職から諮問

のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和5年10月1日発効の滋賀県最低賃金（時間額967円）は令和5年度の滋賀県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、今回の報告に当たっては、以下のことを強く要望する。

- ⑤ 中小企業、小規模事業者に対し、適切な価格転嫁が進む環境と各種支援策の拡充を早急に対応することを要望する。
- ⑥ 中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、労働生産性を上げるため、設備投資の促進に資する税制や、省力化投資の補助金等による支援の強化を要望する。
- ⑦ 中小企業への各種支援策・助成金・補助金等について、対象となる事業所の拡大とともに、とりわけ小規模事業者が活用しやすくなるよう、申請手続の簡素化等、より一層の実効性のある支援の拡充や経営支援の一層の強化を要望する。
- ⑧ いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進するほか、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことを要望する。

別紙1

滋賀県最低賃金

1 適用する地域

滋賀県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1,080 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

別紙2の朗読は省略させていただきます。

○木下会長

答申文(案)について、ご質問等がありますか。

〔質問等〕

それでは、答申文(案)で答申してよろしいでしょうか。

○各委員

〔異議なしの声〕

○木下会長

それでは、これにより答申したいと思います。

〔会長から局長に答申文の手交〕

ただ今、答申いたしました滋賀県最低賃金の今後の取扱いについて、事務局から説明をお願いします。

○足立室長

本日この後、異議申出の公示を行います。

異議申出期限を8月25日までとし、異議の申出があれば、8月26日、午後2時30分からピアザ淡海で第4回滋賀地方最低賃金審議会を開催し、異議申出につい

て審議をいただきます。

その後、官報公示等の手続を経まして、改正最低賃金銀額の発効日は、10月5日となる予定です。

なお、8月26日は、「特定（産業別）最低賃金の改正決定等の必要性の有無について」答申がございますので、異議の申出がなくても8月26日に審議会は開催いたしますので、委員の皆様は、ご出席よろしく申し上げます。

○木下会長

委員の皆様は、8月26日の日程の確保をお願いします。

次に議題（3）の「特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）」についてです。

事務局から説明をお願いします。

○田原監督官

はい。資料No.2は、今年度の特定（産業別）最低賃金改正の申出状況となっております。6業種について申出がありました。新繊維工業、窯業・土石製品製造業、一般機械器具製造業、精密機械器具・電気機械器具製造業、自動車・同附属品製造業、各種商品小売業の6業種から申出をいただいております。

○木下会長

事務局からの説明について質問等ございませんか。

〔質問等ない。〕

○足立室長

それでは、諮問文の手交をお願いします。

〔局長から会長に諮問文の手交〕

○木下会長

諮問文の朗読をお願いします。

○田原監督官

それでは諮問文を朗読させていただきます。

朗読に際しましては、諮問の要旨及び最低賃金の件名のみの朗読とさせていただきます。また、記以下については読み上げを省略させていただきます。

滋労発基 0805 第 1 号

令和 7 年 8 月 7 日

滋賀地方最低賃金審議会 会長 木下康代 殿

滋賀労働局長 多和田 治彦

滋賀県紡績業、化学繊維製造業、その他の織物業、染色整理業、繊維素製品製造業、その他の繊維製品製造業最低賃金外 5 件の改正決定の必要性の有無について
(諮問)

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年 7 月 18 日付けをもって下記最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

○木下会長

ただ今、6 業種の改正の必要性の諮問文をいただきました。

諮問のありました 6 業種について、改正決定等の必要性の有無については、特別検討小委員会で協議の上、次回の第 4 回審議会にて答申することとしたいと思います。

それでは、最後の議題 4 「その他」ですが、皆さん何かありますか。

〔意見なし〕

意見はないようですので、事務局から何かありますか。

○足立室長

はい。特別検討小委員会の開催について報告します。8月19日（火曜日）の午前9時30分から、この会場で開催いたしますので、特別検討小委員会の委員の皆様におかれましては、19日のご出席よろしく申し上げます。

○木下会長

それでは、最後に局長からご挨拶がありますので、局長お願いします。

○多和田局長

本日は、滋賀県最低賃金の改正決定につきまして、答申をいただき、誠にありがとうございます。

また、専門部会の委員の皆様には、たいへん暑い中、連日の真摯なご議論、ご審議をいただき、心より感謝申し上げます。

今年は中央での目安が例年と比べ遅くなりましたことから、改めて日程調整をさせていただくなど、お手数おかけしましたことをお詫び申し上げますとともに、ご多忙のところ、急な日程変更にもかかわらず、審議会、専門部会への出席を可能な限り優先していただきましたことに、この場をお借りしまして感謝申し上げます。

今年の引上げ額は、63円と過去最も高い引上げ額の答申となりましたが、審議の中では、労使それぞれの立場から真摯なご意見をいただき議論が行われたと聞いております。また、公益代表委員におかれましては、当初は労使の主張に大きな隔たりがあった中、丁寧に双方の意見を傾聴し、調整を図っていただいた結果、全会一致とはならなかったものの本日、こうして答申をいただくことができました。全委員の皆様を重ねて感謝を申し上げます。

また、7月18日にそれぞれの労働団体より改正の申出をお受けしました6業種の特定最低賃金につきまして、事務局において申出内容等を精査いたしましたところ、所定の要件を満たしておりましたので、本日、これら6業種について「改正決定等の必要性の有無について」諮問を行わせていただきました。

今月19日に開催されます小委員会において、改正決定の必要性を審議いただき、必要性ありと判断いただいた特定最低賃金については、来月から審議行ってい

ただく予定となっております。

まだまだ暑い日が続いておりますが、お体にお気を付けいただき、引き続きのご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

○木下会長

ありがとうございました。

本日、滋賀県最低賃金の改正決定の答申を行うことができました。

本日並びに専門部会にご出席いただいた委員の皆様、お疲れ様でした。

本日の審議会はこれで終了いたします。